

# 災害復旧支援

支援金、見舞金、  
義援金の申請手続  
きはお済みですか？

3月11日の東日本大震災発生時に行方市内に住民登録していた方で、このたびの震災で居住していた住家に半壊以上の被害があった世帯主に対し、支援金等が支給されます。

※「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、母屋と合わせて1戸の住宅として、取り扱うことになります。  
※借家、アパート等にお住まいの方で被害にあわれた方も対象となります。

**申請受付 社会福祉課(玉造庁舎) Tel. 0299-55-0111**  
**受付時間 8時30分～12時、13時～17時15分**

## 被災者生活再建支援制度

### 【対象者】

住家が「全壊」「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯主・「半壊」のり災証明を受け、住家を解体した世帯主

【支援金の支給額】 ※支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)  
※1人世帯の支援金は、2人以上の世帯の3/4の額になります。

区分		基礎支援金	住宅の再建方法	加算支援金	計
2人以上の世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円

### 【申請に必要なもの】

- ①り災証明書原本(総務課で発行) ②住民票または外国人登録済証明書(各庁舎窓口で発行)  
③世帯主の預貯金通帳

※半壊または大規模半壊のり災証明を受け住宅を解体した場合(全壊扱い) ④解体証明書(総務課で発行)

※加算支援金を同時に申請される場合⑤契約書

【支援金の申請期間】 ○基礎支援金 災害のあった日から13カ月以内 ○加算支援金 災害のあった日から37カ月以内

## 茨城県災害見舞金

被災者生活再建支援制度に該当とならない方で次の対象に該当する場合は、茨城県災害見舞金が支給されます。

### 【対象者】

住家が「半壊」のり災証明を受けた世帯主

【見舞金額】半壊 3万円

### 【申請に必要なもの】

- ①り災証明書原本(総務課で発行)  
②世帯主の預貯金通帳



## 義援金の配分申請について

日本赤十字社及び共同募金会に寄せられた義援金(国義援金)及び茨城県へ寄せられた義援金(県義援金)を東日本大震災茨城県義援金配分委員会の決定に基づき配分いたします。

※被災者生活再建支援金(全壊・大規模半壊)、茨城県災害見舞金(半壊)の申請と同時に受け付けをいたします。

### 【申請区分及び配分額】

申請区分	申請できる方	国義援金		県義援金	合計
		一次配分	二次配分		
死亡者	直系の遺族	35万円	56万円	15万円	106万円
全壊	世帯主	35万円	56万円	15万円	106万円
半壊	世帯主	18万円	28万円	7万円	53万円

※申請区分については、市役所発行のり災証明書のり災程度

【必要書類】 ①り災証明書の写し ②世帯主の預貯金通帳

# 新築や改築などを行う際にはご注意ください！

## 建築物を建てる敷地が4m未満の道路に接する場合

建築物（建物・門・塀など）を建てる敷地は、日常の交通はもとより、災害時の避難・緊急車両の通行のため、幅員4m以上の道路に接していなければなりません。

ただし、都市計画区域に指定された時点よりも前に建築物が立ち並んでいる道路は、幅員が4m未満（ただし、1.8m以上は絶対必要）であっても、建築の際に幅員4mを確保できるように道路境界を敷地側に後退させれば、建築物を建てるができます。これを『セットバック』と言います。

また、道路境界を後退させる際には、道路幅員が4m確保できるようにするため、既存の塀や擁壁を撤去・後退させる必要があります。

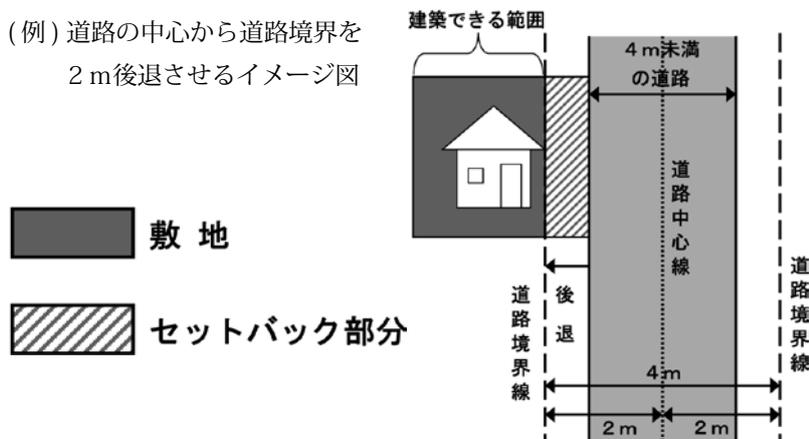
火災、自然災害、急病など、何かあったときに「あのとき道路を広げておけば…」ということにならないために、そして安全で安心して快適に暮らせる住環境をつくるため、みなでこの決まりを守りましょう。

都市建設課 0299 (55) 0111  
 鹿行県民センター 0291 (33) 4113  
 建築指導課

都市計画区域に指定された時点とは

旧麻生町：昭和49年10月31日  
 旧北浦町：平成3年6月1日  
 旧玉造町：平成4年9月1日

(例) 道路の中心から道路境界を2m後退させるイメージ図



敷地

セットバック部分

## 市営住宅の入居者募集

都市建設課 (玉造庁舎) 0299 (55) 0111

市営住宅の入居者を募集します。

住宅名	所在地	間取り	構造	募集戸数
みなみ原団地	青沼	3LDK	RC構造	3戸
84114				

### 募集期間

平成23年8月1日(月)～8月18日(木)

### 入居資格

左記の①～③の全ての要件に該当する方

- ① 単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
- ② 市税等を滞納していない方
- ③ 公営住宅法で定める基準内の収入である方

(例) 一般世帯の場合

(1世帯の合計所得額－控除額) ÷ 12

≦ 15万8千円以下

### 入居者の選考

募集戸数より申込者が多い場合は、市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定いたします。

入居可能予定時期 平成23年9月

### 申込用紙

所定の申込書がありますので、都市建設課(玉造庁舎)及び総合窓口課(麻生・北浦庁舎)にお問い合わせください。

※募集内容・申込書等については、行方市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.namegataibaraki.jp/>)

## 我が家の耐震性を確認しませんか

都市建設課 (玉造庁舎) 0299 (55) 0111

東日本大震災で被害を受けた住宅の被害程度を診断するものではありませんのでご注意ください。

### 診断概要

茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

募集期間 8月8日(月)～8月12日(金)

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

対象者 「対象住宅」の所有者で、市税等を滞納していない方

募集件数 5戸(先着順)

※定数に達した時点で締め切り

### 調査費用

無料

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入の上、都市建設課(玉造庁舎)もしくは、麻生・北浦庁舎の総合窓口に提出。

※申込書は、都市建設課及び麻生・北浦庁舎の総合窓口に用意してあります。また、行方市ホームページ『お知らせ』からダウンロードできます。

〈注意事項〉「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等の斡旋をすることはありません。

# 指定管理者制度導入施設の評価結果の公表

行方市では、平成 18 年度から公共施設の管理・運営に指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度とは、公共施設の管理・運営に民間活力を取り入れ、そのノウハウの活用により市民サービスの向上や管理運営経費の縮減を図ることを目的とするものです。

市では、この指定管理者が提供するサービスが安全かつ適正な水準で確実に実施されているかを判断するため、利用者アンケートやヒアリング、実地調査等を基に評価を行い、結果について公表をしています。

## ◆評価方法

1 指定管理者評価（アンケート調査及び自己評価）⇒ 2 市評価（ヒアリング及び実地調査）⇒ 3 市公の施設指定管理者候補者選定委員会評価（最終評価）

## ◆評価の基準

- A（優 良）仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた場合
- B（良 好）仕様書及び事業計画書の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた場合
- C（課題含）仕様書及び事業計画書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力、改善が必要な場合
- D（要改善）管理運営が適正に行われたとは認められず、大きな改善を要する場合

## 《平成 23 年度の評価結果》

No.	施設名	指定管理者名	評価結果					所管課
			管理運営 全般	施設の 維持管理	サービスの 維持向上	危機管理 対策	総合評価	
1	霞ヶ浦ふれあいランド	(財)市開発公社	A	B	A	A	A	商工観光課
2	観光物産館こいこい	(株)玉造観光物産センター	A	B	A	A	A	商工観光課
3	高須崎公園	(財)市開発公社	B	A	B	B	B	都市建設課
4	高須崎公園体験農場	(財)市開発公社	B	B	C	B	B	都市建設課
5	高須崎交流センター	(財)市開発公社	B	A	B	B	B	都市建設課
6	北浦荘	(財)市開発公社	A	A	B	A	A	商工観光課
7	あそう温泉「白帆の湯」	(財)市開発公社	A	A	B	A	A	商工観光課
8	障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」	市社会福祉協議会	A	B	A	A	A	社会福祉課

◆評価結果の活用 評価により明らかになった課題等については、指定管理者に対し、必要な指導を行うとともに、対応方法を協議するなど改善措置を実施し、より良い施設管理やサービス向上に努めています。

お問い合わせ 市長公室 秘書課 行政改革推進グループ TEL 0299-72-0811

## 税金のお知らせ

行方市では口座振替を推進しています。

手続きは、市内の各金融機関等の窓口で行えます。

必要なものは、預金通帳・通帳の印鑑です。

※申込書類は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局、市役所収納対策課または総合窓口課にございます。

### 今月の税金

市・県民税 第 2 期  
国民健康保険税 第 2 期  
納付期限（口座振替日）  
は 8 月 31 日です。

問い合わせ 税務課・収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

## 国民健康保険からのお知らせ

国保年金課（玉造庁舎）

☎ 02999（55） 0111

○70歳から74歳の方の「高齢受給者証（青色）」が8月から更新になります。

自己負担割合も平成24年3月31日まで1割に据え置かれます（現役並所得の方の3割負担は変わりません。）  
現在交付されている「高齢受給者証」の有効期限は平成23年7月31日となっています。7月末に郵送しましたので、ご確認ください。

医療機関へ受診される際は保険証と高齢受給者証を提示してください。

○「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」交付申請について

入院の際に医療機関窓口へ「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると月単位で窓口負担が一定の限度額までになります。必要な方は申請してください。

現在交付されている方も有効期限は平成23年7月31日ですので、8月以降も必要な場合は申請の手続きが必要になります。

※申請に必要なもの

・保険証・印鑑・期限切れの認定証  
（現在交付を受けている方）

※国保税に未納がある場合は交付できません。

## 児童扶養手当 現況届

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 02999（55） 0111

児童扶養手当の現況届受付については、次の日程で行います。現況届を提出しないと8月分からの手当が支給になりません。通知は8月22日までに届く予定です。現況届の用紙は市役所にあります。

また、手当未申請で児童扶養手当対象者と思われる方はお問い合わせください。

提出期間

8月22日（月）～8月31日（水）

（土曜を除く）

受付時間

○平日

8時30分～12時・13時00分～17時15分

○夜間【玉造庁舎のみ】

8月24日（水）17時15分～20時30分

○休日【玉造庁舎のみ】

8月28日（日）9時～15時

（未申告の方は、夜間と休日受付出来ません）

提出場所

玉造庁舎 社会福祉課子育て支援室

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室

## 8月13日から8月16日までのごみの収集についてのお知らせ

お盆期間中のごみの収集については次のとおりですので注意してください。

8月13日（土）	北浦地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は収集しません 美化センター休業日
8月14日（日）	収集はありません
8月15日（月）	麻生地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は収集しません 美化センター休業日
8月16日（火）	玉造地区の燃えるごみ・資源ごみの収集日

※ごみは収集日の朝8時までに集積所へ出してください。

※お盆前は美化センターが大変込み合っています。美化センターへのごみの持ち込みは早めをお願いします。



### 電気の使用制限が始まっています。

美化センターでもごみを処理するために多くの電気が必要です。節電や機械類を緩慢に動かす、処理時間を延長するなどの対策を行っていますが、そのため処理能力は著しく低下しています。

そこで、皆さんに、なお一層のごみの減量化や分別の徹底をお願いします。

- 必要なものを必要なだけ買う。買ったものは使い切るようにしましょう。
- 刈草、選定枝は少し乾かしてから出すか、堆肥化などの再利用をしましょう。
- 9月23日以降に出してもいいごみは、それまで保管をお願いします。

### 困っています。

農薬の容器を薬品が入ったまま集積所に出されたため、美化センター建屋内にその臭いが充満してしまうということがありました。作業者が危険なだけでなく、一般のごみを持ち込まれる方の迷惑にもなりますので絶対にならないようお願いします。

## 青少年の主張作文コンクール

**募集対象** 行方市内の小学校5・6年生と中学生

### 作文内容

- ①家庭・学校・地域社会に向けての意見、未来への希望や提案など
- ②家庭・学校生活・社会（地域活動）における大人（家族）との社会体験、友だちやグループ等による協同活動、地域や地域外における自主活動など。
- ③新聞、テレビ等で報道されている青少年の様々な生き方や出来事に対する意見や感想、提言など。（特に今年度は、東日本大震災に関する意見や感想など）

**原稿** B4版 400字詰原稿用紙縦書き 1600字  
（小学生は1200字程度）

**応募締切** 10月31日（通学している学校

をとおして応募）＊詳しい内容につい

ては、各小中学校か生涯学習課ま

でお問い合わせください。

**問:**生涯学習課（北浦公民館内）

TEL 0291-35-2908

## 第6回なめがた環境保全フォトコンテスト

行方市は郷土の豊かな自然を守り、潤いと活力ある「環境にやさしいまちづくりを推進しています！」

### 部門

- ①「行方市の美しい自然再発見」
- ②「人（笑顔等）、動物、小さな命」



**応募方法** 応募票（環境課・各庁舎総合窓口課・HPからもダウンロードできます）に必要事項を記入の上、応募作品の裏面に貼り付けてください。

**応募規定** 行方市に居住・在勤の方

**応募締切** 11月25日

- 一般の部（高校生以上）4ツ切り、ワイド4ツ切り可、デジタル可
- 女性の部 一般の部と同様
- 小・中学生 2Lサイズ・デジタル可

応募作品は行方市内で撮影されたもので未発表かつ他のコンテストへの応募・発表予定のないものに限り、また、二重応募・類似と思われる作品は、入賞を取り消すことがあります。組写真は不可とします。無修正に限りデジタルプリントでの応募も可能です。応募作品数は一人3点以内とします。原則として一人の応募者に対して入賞作品は1点とします。なお、入賞作品のネガフィルム等は主催者の都合により借用させていただきます。

**問:**環境課（北浦庁舎）

TEL 0291-35-2111

# 募集・開催のお知らせ

## 「成人式」開催

### 「成人式実行委員」の募集 参加をお待ちしています！

**期日** 平成24年1月8日（日）

**時間** 受付 午前9時～  
式典 午前10時～

**場所** 行方市文化会館

**対象者** 平成3年4月2日～平成4年4月1日に生まれた方で行方市に在住の方および行方市出身の方

\*実行委員については、随時募集しています。生涯学習課まで電話または直接窓口でお申し込みください。



**問:**生涯学習課（北浦公民館内）TEL 0291-35-2908

## 霞ヶ浦

### ふれあいフェスタ

**期日** 8月7日（日）

**時間** 午前9時30分～午後4時  
（荒天時のみ中止）

**会場** 霞ヶ浦ふれあいランド

### イベント

- ①霞ヶ浦ふれあいランド無料開放
- ②親子で楽しめる水の体験



◇霞ヶ浦湖上観察・水と遊ぶコーナー・足水コーナー・鯉釣り体験（300円）

③水のふしぎを学ぼう！

【おもしろ理科先生】ロケットを親子で工作。野外で試写（無料）【volvic お水の教室】ペットボトルを作ったる過実験

④霞ヶ浦まるごとフェア 霞ヶ浦沿岸エリアの『ご当地グルメ』が大集結 行方市からは行方バーガー、美明豚串焼き、冷やし焼き芋、行方野菜の漬け物 ほか

**問:**霞ヶ浦ふれあいランド TEL 0299-55-3927